

第 31 回 日中戦争史研究会・記録

2016 年 11 月 15 日（土）13:00～16:30 愛知大学名古屋校舎厚生棟 W32 講義室

参加者（署名前後順、敬称略）

安倍正廣（中部大学）、杉本修二（株：チャイナウィズ）、千賀新三郎、内川和麿、楊韜（佛教大学）、島田大輔（早稲田大学）、馬場毅（愛知大学）、岡崎清宣（愛知県立大学非常勤講師）、菊池一隆（愛知学院大学）、北原如織（愛知学院大学大学院）、水町誠司（愛知学院大学大学院）、星野幸代（名古屋大学）、森久男（愛知大学）、吉田曠二（ジャーナリスト）、王広涛（愛知大学 ICCS）

報告 1 満州国と天皇制の考察

吉田曠二（ジャーナリスト）

【質疑応答】（司会：森久男）

森：今日は「満州国と天皇制：研究ノート」と題して、満州国建国の思想的な源流に神国日本という考えがあったということ、その由来を辿っていきますと、豊臣秀吉の時代の思想的な状況など、大体そういう筋ですけれども、ただいまの報告について意見や疑問点がある方、積極的に発言していただきたいと思います。

島田：今回言及された徳富蘇峰の作品は大体何時ぐらいですか。

吉田：彼の大正末期の思想です。

島田：つまり満州国建立の前のことですね。でも時期的にはかなり近いですよ。というのは今回ご報告のメインテーマ「満州国」との関連、或いは満州国建国はどういうふうに蘇峰の『近世日本国民史』に影響されたということに、もし教えていただければ勉強になります。

吉田：蘇峰の『近世日本国民史』で「平民主義」という言葉をよく使っています。この日本陸軍の大陸侵攻の思想とは別個の理念が蘇峰の中には残っていて、それは『近世日本国民史』の歴史家としての蘇峰のなかに継承されたんです。単なる侵略主義者ではないと思います。蘇峰という人は戦争に対して彼は大体戦争を肯定していましたが、「平民主義」「人民は大事だ」ということ、彼は忘れていないと思います。

馬場：私も大変勉強になりましたけど、正直に言いますと、若干違和感があります。近代天

皇制というのは、イデオロギー的にやっぱり前近代の天皇制より再編されたものです。方法として「神の国」にさかのぼることというのは分かるんですが、前近代から制度的にはどういうふうに再編されてきたのかというところはやっぱり詳しく説明したほうがいいと思います。

それから、質問として 神の国という神国の内容なんですけど、一つはいわゆる「天孫降臨」であります。レジュメ 1 頁に「夫れ吾が国は神国なり、神は心なり。森羅万象、一心に出でず。神にあらざればその靈生ぜず。神に非らざればその道成らず。・・・・・・陰陽不測、之を神と謂ふ。故に神を以て萬物の根源とす」という言い方からには先ほど言いました「天孫降臨」としての天皇を統治する神の国である、そういう意味の神、どうも私としては読めないです。要するに神の国の内容と、天孫降臨した天皇が統治する神の国、これは同じこととは、少なくともこの文では読めないです。

吉田：蘇峰の神の国の説明によりますと、彼は天照という日本建国の神話に対し俄かに信ずることは出来ないといっています。神話の部分は神話としてこういうふうにあったというだけで、これは大した事ではないと思います。そういう時代であったですから、神話は現実ですから、神話は現実として教育の現場にも、教科書のなかにも取り上げられた時代です。

岡崎：満州国の思想的淵源や近代天皇制の成立について、かなり儒教的な資料を引用されていますが、結局満州国の建国神廟は神社、つまり神道に関わるものですよね。ちょっとバラバラ、ごちゃごちゃという感じがします。

吉田：私は戦争中の人間です。その時代の自分の神国日本のイメージはこれぴったりなんです。儒教も京都のお坊さんは勉強し、愛国の思想としてとりわけ中国からの思想が入っていますよという。そういう体験からわざわざ日本は神の国という言葉はストレートに受けま

すけどね。

島田：私は学部のあるころに日本史をやってきましたけど、簡単に申し上げますと、近世初期ぐら

いまでは儒教を取り入れて神道の理論を構築するというのはあったんです。吉田先生のご説明はそのあとの国学の部分は抜けているから、ちょっと違和感を覚えるんですけど、どちらかというふうな感じです。

森：江戸時代以前の日本の知識人は儒教や仏教の思想を学んで、その中で国学みたいなものを発展させるという形ですね。それから幕末時代の蘭学は儒教を学んだ人たちがその教養の上でオランダや、イギリスとかこういう感じじゃないかと思います。

吉田：今日の報告は確かに国学に触れていないですが、それは時間的な制限もあり、本報告

のテーマとずれていますので、省かせていただきました。

森：こういう江戸時代以前の日本の思想的源流を訪ねながら、それと昭和期の日本対外膨張と結び付けるというには、戦前の一つのパターンとしてよくあったと思います。戦後になるとなくなります、それで唯一の例外は林房雄の『大東亜戦争肯定論』で、「日米百年戦争論」を提起して、その根拠として江戸時代以前の日本の伝統的な民族主義思想を考察すると。林房雄のようなこの考え方について、どう思われますか。

吉田：浅いですね。文献の勘違いもあって、蘇峰のと全然違いますね。

菊池：今植民地神社などに関する研究は盛んになって、結構本とかも出ているんですが、一つの質問として、台湾の神社との関係についてです。当時の神社は今も台湾で保護されていて、ある部分の神社は崩壊しているという状況です。報告の中で建国忠霊廟という建物は恐らく残されていますよね。

吉田：いや、もうありません。溥儀が脱出した時は壊したのです。

菊池：そうですか。私はお聞きしたいのは、満州国と台湾での戦後における神社の扱い方の違いであります。今日の話とちょっとずれるかもしれませんが、という素朴な疑問です。

吉田：私は違いがそれほどないかと思いますが。中国では神社の遺跡とかもうないですが長春にある神社場合によって残されています。鳥居はありませんけど、土台遺跡が残されているのがあります。ここに昔神社がありましたよという説明があります。理由は分かりませんが。

菊池：台湾では日本の建築美とそのまま保存するという理由を書いて保護されています。

吉田：神社のことは現在いろいろ物議を醸しますからね、要は今までの日本は天皇制なんですよ。

森：こういう天皇制の根源に関する問題はかつて非常に流行した議論ですけれども、この満州国との関連をどういうふうに理解すればと、最初に「新島会報告のレジュメ」の中で「満州国の根本理念と協和会の本質」という文章ですが、私の記憶による、これは辻正信が起案したものです。当時非常に物議を醸したものであって、この文章の根本的にというのは「民族協和」、「王道主義」という二つの建国理念が否定されてしまったと、その基本的な考え方として日本から来た官僚の我がままで、協和会は正に建国理念に直結する組織で、協和会の

前身は満州青年連盟で、満州青年連盟が満州事変以前から民族協和、王道主義を唱えていたわけですね。連盟のメンバーは初期の満州国建国の工作を行ったと、民族主義と王道主義が出てきたのです。ところがこの民族主義と王道主義が変質してきたわけですね。満州国の建国理念は王道主義で、王道主義というのが中国の伝統思想であり、その根幹は保境安民という思想であったんですが、結局これは皇帝の溥儀に利用され、変質されてしまったんです。そして王道楽土や五族協和というのはその本質と全く違うわけですね。

吉田：うん、これは純粋なんですね。

森：辻正信は石原莞爾に非常に思想的な影響を受けていまして、辻は石原イデオロギーを満州国で復活させようと、そういう考えがあったんですね。だから、この建国理念と神の国との関係でいえば、それはのちに変質した後の時代です。建国理念との関係という点では関東軍の建国理念に対するとらえ方は時期的に相当変わってきたんですね。それとの関係で論じないと一体いつの時期の関東軍司令官の考え方なのか、分からなくなってしまったんですね。これは私の考え方と疑問点です。

吉田：やっぱり関東軍司令官の交代によって、そのイデオロギーの中心である「王道」も変わってくるわけですね。

森：思想面でいうと、武藤司令官は相当真面目に建国理念をどうすべきかを考えた人ですけども、武藤以後の司令官はそれなりに関心がなくて、皆武官です。

書評：馬場毅編

『多角的視点から見た日中戦争——政治・経済・軍事・文化・民族の相克——』

早稲田大学招聘研究員 島田大輔

森：以上は著書の全体に対してコメントしていただいたんですけども、ここでは執筆者の何名か参加しておりますが、ただ今のコメントを聞いて該当の方は自分としてどういうふうな考え方を述べていただきたいと思います。

菊池：実はこの「万宝山・朝鮮事件」に関する論文は三本ありますが、本書に収録されているのはその中の一つです。別の論文では日本国内、台湾や朝鮮の新聞記事などを紹介していますけど、ここではただ裁判、いわゆる訊問調書から分析するという事です。勿論新出の資料を探してみたいんですけど、なかなか見つからなくて苦労していたんですけど。

岡崎：四川省勿論重慶も含めて抗日戦争時期で大きな役割を果たした地域なのですが、国民政府中央や省政府が基層社会に浸透しておらず、四川の市場経済や貨幣経済の未発達に置かれた理由とかという質問なのですが、これに関して、実は今年九月現代中国学会東海例会で「お前の発表もう嫌だ」と菊池先生に叱られたんです。簡単に言うと、戦時期に入って四川省の銀行もなかなか預金が入れなくて、とりわけ国民政府の法幣の預金は縮小していく傾向だったんです。こういう状況では政府統制の弱さと貨幣経済の未発達さに結論付けるわけです。

橋本氏のコメントは馬場先生より代読、資料添付

まずもって、本稿を丁寧にお読みいただいた上、有益な批評をいただきましたことについて、お礼申し上げます。また、今回の研究会に都合により欠席いたしますことについても、お許してください。

批評に対する的を射た意見・コメントとはなっておりませんが、感じたこと以下に記させていただきます。

<批評①②④に関して>

福建人民革命政府に関する総合的な研究の対外関係的側面として、福建事変に際しての日本政府・外務省の対応を検討するという研究目的ゆえに、本稿において1920年代後半から30年代にかけての「中国内乱」における対応との比較、あるいは日本外務省内の対中政策における路線対立への影響など、日本外交史からの位置づけが弱いという評者のご指摘は、そのとおりにかと思えます。

私のこれまでの問題関心が、1930年代から40年代の中国政治史、第三勢力史における福建人民政府（福建事変）の位置づけにあり、そのための総合的研究の一環として、日本政府の対応についての検討は、日本外交にとってルーチンであったか否かに関わらず必要不可欠で、意義あるものと認識していますが、研究の幅や厚みを増していくためにも、ご指摘いただいたような日本外交史の側からの大きな視点を含みこみながら、今後も福建事変について考えてまいりたいと思っております。

<批評③に関して>

本稿「はじめに」における「対中政策に何らかの影響を与えかねない事態」との叙述については、福建事変勃発後の諸動向、すなわち、人民政府による抗日動向や日本権益の侵害、さらに蒋介石・南京国民政府、中国共産党、地方実力派など、中国国内の各政治勢力の動向などに関連しての「可能性」の存在を表現しています。そして、それとほぼ同様の意味で、評者が指摘する当時の日本での新聞・雑誌などの論調も生まれていたと認識しているところです。

本稿はそのような「可能性」を内包する状況下における日本外務省の姿勢、対応の実際を検討したもので、当面の「不干涉方針」および「臨検封鎖問題」と「抗日的論調取締問題」という具体的な問題への対応が、抑制的、現状維持的であったことを明らかにし、それらは当時における日本外務省の対中政策を反映していたと、「おわりに」で結論づけました。

換言すれば、福建事変時において、上述の「可能性」を現実化させるほどの状況が生起しなかったことにより、日本外務省の対中政策が福建事変時においても貫徹されたと考えられます。具体的には、人民政府がその成立当初からは抗日行動を具体化させることなく、国内の「地方実力派」や中国共産党も人民政府に呼応しないことで、抗日運動としての福建事変が全国に波及、拡大するという、日本にとって重大な状況が生起しなかったということです。人民政府に関するこれまでの研究成果などを踏まえ、このような点についても「おわりに」で言及する必要があるかと、評者の指摘を受けて感じているところです。

<その他>

蛇足とはなりますが、中国近現代史研究の立場から、本稿「はじめに」でも記しておりますように、私は福建人民政府の成立（福建事変）を単なる「中国内乱事件」とはとらえていないことを付言しておきます。

守口市立さつき学園夜間学級・橋本浩一

森：回想録はどういうふうに評価すべきかという質問ですが、私はこの論文を書くときに一番苦心したのはそもそも「チャハル作戦」の流れが分からないということです。それに関連する「戦闘詳報」を結構集めるんですが、逆に言うと辻政信の動きを分析するのにそんなに苦労していません。「回想録」は信頼できるかどうかというと、やっぱりその一致関係を見ないとわかりません、とりわけ辻の回想録と「浜田連隊史」との利害関係です。この両者の記述が一致すればかなり信憑性が高いと思います。

葛西氏のコメントは馬場先生より代読、資料添付

島田大輔氏の書評に対する応答

葛西 周（東京藝術大学）

本日の研究会欠席をお詫びするとともに、書評の報告・執筆をお引き受けいただいた島田氏には執筆者の一人として御礼申し上げたい。事前にいただいた島田氏の書評報告文を踏まえ、拙論に関して以下のとおり応答する。

◆複数の「音楽ジャンル観」を問う必要性、本論中の概念の「あやふやさ」について

論文中で指摘したとおり、日本における音楽の近代化に関する既存の議論は、ジャンル区分の成立を前提とし、個別のジャンルに焦点を絞って展開されてきた。それに対し筆者は、この前提を留保し、ジャンルという枠組み自体の不確定性を問題とすることで、新たな視点や史料の読みの可能性を示唆しようとする立場をとる。何を基準として各ジャンルの定義がなされるかは、語り手や社会的背景などの条件で変わってくるため、ジャンルをめぐる語りも時に矛盾するほど異なり、それが音楽実践にも影響を及ぼす可能性を持つことに着目している。

たとえば増田聡『聴衆をつくる——音楽批評の解体文法』（2006）は、歴史的ジャンル観念と共時的ジャンル観念が摩擦や矛盾を繰り返し、「ロックとは何か」といった定義論争が引き起こされたと指摘する。だが、この状況はポピュラー音楽の範疇に限られたものではない。本研究で扱う戦時下日本の事例からは、現在の一般的な分類では別物と見なされるような音楽実践を横断する集合（純音楽／軽音楽など）についての定義論争の歴史と、それに関連する社会的意義付けの繰り返しを見て取ることができる。

音楽ジャンルを網羅的に検討した先行研究もあるものの、それ自体がまさに定義論争に終始する場合が散見され、「いかにジャンルの線引きをすべきか、、、」を提唱しているものの、「どのような目的でいかにジャンルの線引きがされてきたか、、、、」という社会史的視点は見られない。本研究の主眼は、戦時下の日本における定義論争の展開とその動機的一端を解明することにこそあり、そのようなアプローチの研究はこれまで類を見ない試みであると考えられる。

したがって、評者からは度々「概念があやふや」という点を指摘されているが、そもそもあやふやに用いられてきた概念であるにも拘わらず、現在のジャンル区分が自明のものとして歴史研究に適用されてきたことを筆者は問題とし、パラダイムシフトを目論んでいるのである。故に、それを整理する作業は現代のコンテクストに依存した恣意的行為になりかねず、本研究の立ち位置とは対極に存することを強調しておく。

◆「扱うジャンルが少ない」という指摘について

音楽分野におけるジャンル論では、「クラシック」「ジャズ」「タンゴ」「ハワイアン」といった種目から「洋楽」「邦楽」あるいは「純音楽」「軽音楽」等の相対的区分、「流行歌」「歌謡曲」まで多様な基準に及び、価値観の形成に影響を与える「国民歌謡」「愛国歌謡」ないし「敵性音楽」「頹廢音楽」といったラベリングも問題となる。評者からは「分析されるジャンルが少ない」「大部分ジャズを対象としている」という点を批判されており、今回の論文があらゆるジャンルを網羅し尽くしていないことは無論自覚しているが、筆者としては当該時期の分類・価値基準の混乱の一例を示す上で必要な範囲内の区分には言及したと考えている（論集のうちの一章という紙幅を考慮しても、広範なジャンルをマッピングするのはあまり現実的ではないように思われる）。もっとも、本論で提示した枠組みは、今回扱い切れなかったジャンルを論じる上でも援用可能であろう。

なお、「ジャズ音楽家の満洲における生存戦略」というのは本論の主旨ではなく、むしろ音楽内容と無関係に「ジャズ」というラベルが纏われたり剥がされたりしてきた様相を例示することを企図していた。

◆映画と比較した場合の、音楽工作の主体の不明確さについて

周知のとおり、映画は基本的に台本・フィルム等の検閲を経て認証されるとパッケージ化された状態で上映される訳だが、音楽工作は言うまでもなく生演奏・レコード・ラジオ放送といった異なる諸形態での発信・受容を包含しており、発売が認められたレコードであっても、それをラジオ放送で流す際にはその適否が改めて議題となった。また、音楽の検閲も必ずしもトップダウン型ではなかった。内務省警保局にはレコード担当の検閲官がいたが、世論の主導によるところも大きく、発売済のレコードが話題になったことで、いわば後出しで禁止・回収されることもあった。新聞雑誌の読者投稿欄でも、音楽の検閲内容や基準に関する議論が活発に展開されている。事後検閲の形態が含まれるということもあり、放送局やレコード会社、演奏団体は自主規制・自主検閲の傾向を過分に有していた。

他方で、当時の有識者会議等でも、外来音楽である「軽音楽」が浄化されて「日本的」になることを求める論調が確認できるものの、その具体的ヴィジョンは十分に示されなかった。検閲の対象となったのはあくまで「軽音楽」の中の「ジャズ的要素」、そしてその中での「米英のジャズ的要素」であったが、こうした認識は検閲関係者の間に留まったため、「軽音楽」あるいは「ジャズ」自体が害悪である、という言説の蔓延に繋がったと言える。

本文に記したとおり、満洲では1941年3月によって公布された「藝文指導要綱」に則って、放送局、演奏団体などの諸団体が音楽工作を促進した。そのため、文化工作全般に関する総合的な理念は満洲藝文連盟が示した訳だが、具体的な基準は創作・普及活動の主体によってその時々コンテクストに左右されていたため、本論でも取り上げたような、一見矛盾とも言える状況が生まれた。このように、音楽工作はそもそも映画工作のように明瞭な統制体系や基準を持たないため、その背景は極めて異なり、同じアプローチを当てはめるのは有効とは言い難いと筆者は考える。

馬場：日本軍は五回にわたって治安強化運動を行っていたが、その中断時期において前回の活動に対する評価、及び華北政務委員会ないし山東省公署がどの程度関与したのかについての質問です。華北政務委員会と山東省公署は具体案を作っていたのです。論文の中で引用した資料集では立案が入っています。ただし、私は立案より結果のほうが重要だと思うから、ほとんど立案を言及しなかったのです。形の上で立案をやったんですが、実際には政務委員会とかどれほど参与したのかについて不明です。華北の治安強化運動と華中の清郷工作との差異について、政策的には大体同じですけど、清郷工作の主役は汪精衛政権いわゆる

傀儡軍で治安強化運動は日本軍が主役となって行った運動であり、治安強化運動は三光作戦と囚籠政策が主要手段であり、清郷工作は短期間に集中的に行うのが特徴です。

楊：洪濤印刷廠は日本側の軍票や儲備券の偽札製造を行っていたのかについての質問ですが、根拠地においてはそういう話はないみたいで、確かに重慶政府では行われているような話があったんです。姫田先生の本ではそういうような話に言及したと思います。現時点ではそれに関する研究論文が見かけないです。今後、可能でしたらもうすこし渉獵していきたいと思いますが、現時点では答えられないです。

森：偽札は当時かなりあったんですけど、八路軍の根拠地ではそういう技術はないと思います。

星野：私は歴史学ではなくて文学の専門です。引用の档案情報が提示されなかったのは、それが全く自分の歴史学の常識不足です。知識人は権力に従属したかどうかに関する検証は勿論難しい問題ですが、論文で取りあがっている知識人の場合は、1970年代文化大革命の時代でかなり自己批判していたのですが、彼らの自伝でもそのような反省をしたのです。しかし、これは彼らの本音かどうかというところではまだわからないままです。その為、深層の究明は今後の課題だと思います。